

改正

令和7年3月24日条例第18号

町の東部にそびえ、私たちの生活を見守ってきた雁田山や町の西部を雄大に流れる千曲川の四季折おりの風景、広くのどかな延徳田んぼの風景や樹園地に囲まれた緑豊かな農村風景、昔ながらの建築物と新しい和風建築物が融合し、活気ある賑わい空間が形成されつつある町組の新たな都市景観など、今私たちが享受している美しい風景や心和む生活空間は風土や歴史、文化の表れであり、ここに生活する人びとによって創造され受け継がれてきたかけがいのない共有の財産である。私たちは、この町をさらに美しく、快適で、活気に満ちた町に育て、責任を持って次世代に残していくことを決意して、この条例を定める。

小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例

小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例（平成2年小布施町条例第1号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小布施町の自然、歴史、風土、文化等を踏まえた良好な景観づくりに必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく事項を定めることにより、景観施策を総合的に推進し、より快適で魅力ある美しいまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において建築物とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

2 この条例において広告物とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

3 この条例において工作物とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される工作物のうち、建築物以外のもので、規則で定めるものをいう。

4 この条例において建築物等とは、建築物、工作物、広告物をいう。

5 この条例において町民とは、町内に住所を有する者及び町内の土地又は建築物等に関する権利を有する者をいう。

6 この条例において事業者とは、町内において事業活動を営む者をいう。

(環境デザイン協力基準)

第3条 良好な景観づくりの指針として、環境デザイン協力基準を定め、その基本的事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建築物を新築、増築または改築（以下「新築等」という。）するときの事項

ア 建築物の外観と色は、周囲の景観と合せる。特に屋根の形状は、気候、風土面から陸屋根を避けたものとする。

イ 道路と接する敷地部分は、生け垣などで緑化し、道を利用する人にも安らぎの空間を提供する。

ウ 道路沿いの塀は、生け垣などで緑化する。

エ 車庫や物置など外から見えるものは、位置と色を工夫する。

(2) 美しい町並みをつくるための事項

ア 広告物は、色彩や大きさ等に配慮する。

イ 大規模な建築物や工作物を造るときは、配置や形態に配慮する。

ウ 建築物の道路面には、ゆとりの空間を設けるよう配慮する。

エ 駐車場の出入口は、歩行者に配慮する。

(3) 花のある美しいふるさと景観を育てるための事項

ア 家庭、職場、公共用地に花や緑を増やし、うるおいのある空間を広げる。

イ 空き地や沿道に花木を植え、美しいふるさとの景観を育てる。

2 前項の環境デザイン協力基準の適用範囲は、小布施町一円とする。

(町の責務)

第4条 町長は、良好な景観づくりを推進するため、町民及び事業者等に対し、環境デザイン協力基準の周知を図らなければならない。

2 町長は、良好な景観づくりに関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

3 町長は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

4 町長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、良好な景観づくりに関する協力を要請するものとする。

5 町長は、この条例の運用に当たっては、町民その他利害関係者の財産権その他の権利を尊重す

るものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、自らが良好な地域づくり、景観づくりの主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めなければならない。

2 町民は、環境デザイン協力基準を尊重し、良好な地域づくり、景観づくりの妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。

3 町民は、町が実施する良好な景観づくり、まちづくりに関する施策に協力し、共にその推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動の実施に当たっては、良好な地域づくり、景観づくりの妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。

2 事業者のうち、建築物等の設計若しくは施工を業として行う者又は土地、建築物等の販売若しくは賃貸を業として行う者は、事業活動の実施に当たっては、環境デザイン協力基準を遵守するとともに専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な地域づくり、景観づくりに努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する良好な景観づくり、まちづくりに関する施策に協力し、共にその推進に努めなければならない。

第2章 まちづくりデザイン委員会

(まちづくりデザイン委員会)

第7条 良好な景観づくりを推進するため、まちづくりデザイン委員会（以下「デザイン委員会」という。）を置く。

2 デザイン委員会は、町長の諮問又は要請に応じ、良好な景観づくりのために必要な事項について調査、審議をするものとする。

3 デザイン委員会は、良好な景観づくりのために必要な事項について協議し、町長に意見を述べることができる。

第3章 景観計画等に関する事項

(景観計画)

第8条 町長は、法第8条第1項の規定による景観計画（以下「景観計画」という。）に、次条の規定により指定されたうるおいのある美しいまちづくり推進重要地区を定めるものとする。

2 町長は、景観計画を定めようとするときは、町民の意見を反映させるために必要な措置を講じ

るとともに、その案を公告し、当該公告の日から起算して2週間縦覧に供しなければならない。

- 3 町長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ小布施町都市計画審議会及び前条第1項に規定するデザイン委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 第2項の規定による公告があったときは、当該公告に係る景観計画の案について意見を有する町民その他利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該計画の案について意見を申し出ることができる。
- 5 町長は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出に係る町民その他利害関係人に対し、遅滞なく、当該申出に係る町長の意見を回答するとともに、当該意見が良好な景観づくりに資すると認めるときは、当該意見を景観計画に反映させるものとする。
- 6 第2項から第5項までの規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（うるおいのある美しいまちづくり推進重要地区）

第9条 町長は、景観計画区域内の次の各号に掲げる地区を、うるおいのある美しいまちづくり推進重要地区として指定することができる。

- (1) 魅力、賑わい、活力のある都市景観の保全、創造を目指す地区
- (2) 歴史と文化が息づく緑豊かな農村集落景観の保全、創造を目指す地区
- (3) 四季を感じられる豊かな自然景観の保全、創造を目指す地区
- (4) 住民が自ら快適な生活環境、良好な景観の創造を目指す地区
- (5) 前各号に掲げる地区のほか良好な景観の保全、創造を目指す地区

（景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模）

第10条 景観法施行令（平成16年政令第398号）第7条の規定により条例で定める景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模は、法第81条第1項に規定する景観協定の目的となる土地の区域に限り、0.1ヘクタール以上とする。

（景観協定に係る協議会の組織）

第11条 法第83条第1項の規定により認可された景観協定に係る法第81条第1項の土地所有者等は、当該協定を推進するため、協議会を組織することができる。

（景観計画の提案団体）

第12条 法第11条第2項の規定により、景観計画の策定又は変更の提案をすることができる団体として条例で定める団体は、前条に規定する協議会とする。

（提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置）

第13条 町長は、法第11条第1項の規定による景観計画の策定又は変更の提案があった場合において、法第14条第1項の規定により当該提案を踏まえた景観計画の策定等をしない旨の通知をしようとするときは、あらかじめ当該提案に係る景観計画の素案を提出して、小布施町都市計画審議会及びデザイン委員会の意見を聴かなければならない。

(協議会への支援)

第14条 町長は、第11条に規定する景観協定を締結した協議会に対し、良好な地域づくり、景観づくりに関する情報提供、資料収集、研修機会の確保等の支援を行うことができる。

第4章 行為の届出等に関する事項

(住まいづくり相談所の開設)

第15条 町長は、良好な景観づくりを推進するため、規則で定めるところにより、住まいづくり等に関する相談所を開設するものとする。

(事前協議)

第16条 次に掲げる行為を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、町長と協議(以下「事前協議」という。)をしなければならない。ただし、法第16条第2項の規定による変更の届出であって、町長において事前協議の必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 次条第1項の規定による届出

(2) 小布施町屋外広告物条例(平成18年小布施町条例第3号)第8条及び第9条の規定による許可を要する行為

(届出事項等)

第17条 法第16条第1項各号及び第2項に掲げる行為をしようとする者は、規定で定めるところにより町長に届出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある行為として条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 屋外における物品の集積又は貯蔵

3 法第16条第7項第11号の届出を要しない行為として条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の建築等

(2) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、集積又は貯蔵の期間が30日(農業を営むための行為を除く。)を超えて継続しないもの

- (3) 法第16条第1項各号に掲げる届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの
- (4) 前各号に掲げる行為のほか、良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれがない行為として、
町長が認める行為
(特定届出対象行為)

第18条 法第17条第1項の規定により、変更命令等の対象届出行為として条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(行為完了の届出)

第19条 法第16条第1項各号若しくは第2項の規定による届出をした者又は同条第5項の規定による通知をした国の機関若しくは地方公共団体（次項において「届出者等」という。）は、同条第1項第1号若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、町長に届出なければならない。

- 2 届出者等は、前項の規定による届出に係る行為について、町長から当該行為の実施状況、当該行為が景観に及ぼす影響その他必要な事項についての報告又は当該行為に係る建築物の敷地への職員の立入りについての許可を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

第5章 景観重要建造物等の指定の手続等

(景観重要建造物等の指定の手続)

第20条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするとき、又は法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめデザイン委員会の意見を聴くものとする。

- 2 法第19条第1項及び法第28条第1項の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物、長野県文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の規定に基づき県宝、県史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物、若しくは小布施町文化財保護条例（昭和55年小布施町条例第29号）の規定に基づき町宝、町史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。
- 3 町長は、第1項の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木（以下、この条及び次条において「景観重要建造物等」という。）の指定をしたときは、これを告示しなければならない。
- 4 第1項及び第3項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

(景観重要建築物等についての援助)

第21条 町長は、景観重要建造物等の保存、活用を図るため、特に必要があると認めるときは、当

該景観重要建造物等の所有者に対し、当該景観重要建造物等の維持、管理、修繕等の行為のために必要な技術援助等を行うことができる。

第6章 勧告、命令の手続等

(指導・助言)

第22条 町長は、法第16条第1項各号に掲げる行為が、環境デザイン協力基準が尊重されておらず、良好な地域づくりや環境づくりの妨げになる場合は、行為者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告、命令の手続)

第23条 町長は、法第16条第3項、法第26条若しくは法第34条の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめデザイン委員会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、法第17条第1項、同条第5項、法第23条第1項、法第26条、法第32条第1項若しくは法第34条の規定による命令を行おうとするときは、あらかじめ当該命令を受けることとなる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 町長は、前項の命令を行おうとするときは、あらかじめデザイン委員会の意見を聴かなければならない。

(勧告の公表)

第24条 町長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第7章 景観づくり活動団体

(景観づくり活動団体の認定等)

第25条 町長は、複数の町民等で組織した団体が、次に掲げる事項を定めた届出書を提出した場合において、当該届出の内容が小布施町の良好な景観づくりに資すると認めるときは、当該団体を景観づくり活動団体として認定することができる。

- (1) 団体の名称
- (2) 代表者
- (3) 設立の目的
- (4) 良好な景観づくりのための活動に関する事項
- (5) その他団体が必要と認める事項

2 町長は、景観づくり活動団体の認定をしたときは、その旨を公告し、同項の規定による届出書

の写しを縦覧に供するものとする。

- 3 景観づくり活動団体は、町長に対して、小布施町の良好な景観づくりに関する意見を述べ、又は提案をすることができる。

(届出内容の変更)

第26条 景観づくり活動団体は、前条第1項の規定により提出した届出書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、その変更内容を町長に届出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公告し、当該届出書の写しを縦覧に供するものとする。

(認定の取消し)

第27条 町長は、景観づくり活動団体の活動内容が、小布施町の良好な景観づくりの推進に資すると認められなくなったときは、当該景観づくり活動団体の認定を取消することができる。

- 2 町長は、前項の規定により、景観づくり活動団体の認定を取消したときは、その旨を公告するものとする。

(景観づくり活動団体への支援)

第28条 町長は、景観づくり活動団体に対し、良好な景観づくりに関する情報提供、資料収集、研修機会の確保等の支援を行うことができる。

第8章 表彰、認定及び助成

(表彰)

第29条 町長は、良好な景観づくりに著しく寄与していると認めるものを表彰することができる。

(認定)

第30条 町長は、良好な景観づくりに著しく寄与していると認める建築物等を優良な景観建築物等として認定することができる。

(助成)

第31条 町長は、良好な景観づくりのために必要な行為を行ったと認める者に対し、規則で定めるところにより、当該行為に要した経費の一部を助成することができる。

第9章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(助成金に関する経過措置)

2 この条例の施行の際に、改正前の小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例第8条に規定する助成の対象となった行為を行った者への住宅等の建築費に要する経費に対する助成については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月24日条例第18号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。